法人市民税の更正の請求書

通信日付印	確認印	管理番号

第十号の四様式

受付印

年　月　日

宍粟市長　様

法人番号	
所在地及び電話番号	〒　（電話番号　）
フリガナ	
法人名	
代表者氏名	

地方税法　条　の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。

更正の請求の対象となる事業年度又は連結事業年度	年　月　日から　年　月　日まで

摘要		更正の請求前	更正の請求後
（使途秘匿金税額等） 法人税法の規定によって計算した法人税額	①	（　） 円	（　） 円
試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額	②	円	円
還付法人税額等の控除額	③	円	円
退職年金等積立金に係る法人税額	④	円	円
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額（①＋②－③＋④）	⑤	円	円
分割の基準　（本市分／全従業者数）	⑥	人／　人	人／　人
宍粟市分課税標準税額　（⑤×⑥）	⑦	円	円
法人税割額　⑦×税率	⑧	%　円	%　円
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑨	円	円
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑩	円	円
外国の法人税等の額の控除額	⑪	円	円
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑫	円	円
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑬	円	円
差引法人税割額（⑧－⑨－⑩－⑪－⑫－⑬）	⑭	円	円
算定期間中において事務所等を有していた月数	⑮		
均等割額（年額）×⑮÷12）	⑯	円	円
市民税額合計（⑭＋⑯）	⑰	円	円
還付請求額			円

法第20条の９の３第１項の更正の請求の場合	法定納期限	年　月　日
法第20条の９の３第２項の更正の請求の場合	第１号の判決等の確定日	年　月　日
	第２号の更正・決定等のあった日	年　月　日
	第３号の政令で定める理由の生じた日	年　月　日
法第321条の８の２の更正の請求の場合	国の税務官署の更正の通知日	年　月　日

更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項	**※法人税の更正による更正の請求の場合は、法人税額等の更正通知書のコピーを添付してください。**
連結親法人の本店所在地及び電話番号	〒　（電話番号）
フリガナ	（法人番号）
連結親法人の名称及び法人番号	
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行　支店　口座番号（普通・当座）
関与税理士署名	（電話番号　）